

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目29番地 1

株式会社ミロク情報サービス

代表取締役会長 是 枝 伸 彦

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災によって被災されました皆様には、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館2階
ベルサール西新宿 ROOM 1
（開催場所は昨年と同様です。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第34期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容に関する件
- 第7号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mjs.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなどにより緩やかな回復基調で推移したものの、長引く円高の影響やデフレ経済、海外景気の先行き懸念、さらに東日本大震災による甚大な被害により景況感が落ち込むなど、不透明感の強い状況が続きました。

ソフトウェア業界および情報サービス業界においては、大企業を中心に企業収益が改善し、IT投資に回復の兆しが見られました。しかし、多くの中小企業においては、景気の先行き不透明感により、依然としてIT投資に対する慎重な姿勢が見られ、引き続き厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは「安定成長と高収益体質の実現」をスローガンに掲げ、顧客基盤の拡大とサービス品質の向上に努めてまいりました。

開発面では、製販一体型組織の強みを活かし、営業・CS（カスタマーサービス）担当者がお客様の多様なニーズを的確に捉え、開発部門との連携によりスピーディーな製品力強化を実現しています。特に、主力製品である中堅企業向けのERPシステム『Galileopt』および中小企業向けのERPシステム『MJSLINK II』については、外部システムとの連携機能やBI（ビジネス・インテリジェンス）、管理会計、ワークフロー機能をはじめ、お客様のニーズに即したさまざまな機能の改良・拡張に積極的に取り組んでまいりました。また、平成23年4月発売の会計事務所向け新製品『ACELINK NX-Pro』の新規開発にも注力し、次年度以降の売上貢献に向けた製品開発を行ってまいりました。

販売面では、新規顧客の開拓に向け、全国各地でコンサルティング力・ソリューション提案力を高めるための研修やPM（プロジェクトマネジャー）・SE（システムエンジニア）の育成を継続的に行ってまいりました。また、主力のERPシステムに加えて、セキュリティ製品、デジタル複合機、ストレージサービス（※）など、お客様のニーズに応じた幅広い製商品・サービスの提案

力強化に努め、新規顧客、既存顧客への売上拡大を図ってまいりました。

※ストレージサービスとは、お客様の重要なデータを安全にバックアップすることを目的に、インターネット経由で外部の堅牢なデータセンターにて保管するサービスです。

サービス面では、平成22年10月より、ハードウェア・ネットワーク保守サービスの自営化（自社でサービスを提供する）を段階的に推進しており、そのために全国サポート要員の人材強化に取り組んでまいりました。これにより、すべての製品における導入支援サービスから保守サービスまで、より高品質なワンストップサービスを提供できる事業体制が整いつつあります。

このような事業活動の推進により、新規顧客への売上が大幅に伸長し顧客基盤を堅調に拡大しています。また、新規顧客の増加により保守売上を中心とするサービス安定収入が増大し、さらに保守サービスの自営化によるハードウェア・ネットワーク保守サービスの利益率向上など、「安定成長と高収益体質の実現」に向けた基盤作りを着実に進めています。

当連結会計年度の販売実績は、会計事務所ユーザー様における『ACELINK Navi』シリーズへの買替え需要が一巡しているため、会計事務所向けのソフトウェア販売が減少しました。一方、新規および既存企業ユーザー様への主力製品の販売が好調に推移し、さらに総合保守サービスやソフト使用料などのサービス安定収入が大幅増となりました。

これらの結果、当社グループの連結業績は次のとおりとなりました。

区 分	当 連 結 会 計 年 度	前連結会計年度比
売 上 高	187億50百万円	0.5%減
営 業 利 益	15億6百万円	28.9%増
経 常 利 益	14億88百万円	31.1%増
当 期 純 利 益	7億5百万円	26.3%増

売上高は、個別業績において増加したものの、子会社の受託開発売上などが減少したため、連結業績においては前期をわずかに下回りました。

当期純利益は、利益率の高いサービス安定収入が増加したことに加え、ソフトウェア開発原価の圧縮努力などにより、前期を大幅に上回りました。

品目別の業績は次のとおりとなりました。

品	目	名	当連結会計年度 売上高	前連結会計年度比
システム 導入契約	ハードウェア		20億38百万円	3.7%減
	ソフトウェア		76億64百万円	3.7%減
	ユースウェア		24億12百万円	2.6%増
	合 計		121億15百万円	2.5%減
サービス 安定収入	トータル・バリューサービス (TVS)		18億59百万円	6.0%増
	ソフト更新料		5百万円	45.7%減
	ソフト使用料		3億54百万円	15.8%増
	ソフトウェア運用支援サービス		25億52百万円	9.0%増
	ハードウェア・ネットワーク保守サービス		11億20百万円	0.6%減
	サプライ・オフィス用品		6億18百万円	9.8%減
	合 計		65億11百万円	4.6%増

(注) 1. 「トータル・バリューサービス (TVS)」は、会計事務所向けの総合保守サービスです。

2. 「ソフトウェア運用支援サービス」は、企業向けの総合保守サービスです。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、業務用コンピュータなどの拡充のための投資であり、設備投資総額は1億21百万円であります。

3. 資金調達の状況

平成23年3月31日に第7回無担保社債2億円を発行いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、平成22年11月19日に、平成23年度から平成28年度までの6カ年における中長期経営ビジョンを発表いたしました。その中長期経営ビジョンに基づき、最終年度である平成28年度の経営目標として、「売上高経常利益率15%」を掲げております。

第2次中期経営計画（平成23年度～平成25年度）では、第1次中期経営計画（平成20年度～平成22年度）の基本方針である「安定的な収益基盤の確立」に引き続き取り組みます。また「新しい価値創造へのチャレンジ」を目指す第3次中期経営計画（平成26年度～平成28年度）に繋げるべく、以下の中長期経営ビジョンのもと5つの基本方針を掲げ、「環境変化に対応するための技術基盤・経営基盤の確立」に取り組んでまいります。

<中長期経営ビジョン>

インターネット等の技術革新や経営環境の変化に適応して、お客様の視点に立ちお客様に喜んでいただける新しい価値（経営システム・経営ノウハウ・経営情報サービス）を提供し、お客様の経営イノベーションを推進します。

～中小企業のIT化を支援し、中小企業を元気にします～

<第2次中期経営計画（平成23年度～平成25年度）基本方針>

1	商品ラインアップの強化とサービス品質の向上
2	開発体制の抜本改革による画期的な新商品の市場投入
3	新規顧客拡大に向けた販売体制の改革と人材力の強化
4	新規事業創出のための基盤作り
5	生産性向上による収益力の強化とCSR活動の充実

以上の基本方針に沿って事業活動を推進することにより、平成25年度に以下の経営目標の達成を目指しております。

売 上 高	205億円
経 常 利 益	21億500万円
経 常 利 益 率	10.5%

（中期経営計画の詳細については、平成22年11月19日付「中期経営計画策定のお知らせ」でご参照いただけます。

<http://www.mjs.co.jp/irinfor/pdf/101119.pdf>)

また、第2次中期経営計画を推進するうえにおいて、以下の項目を主な対処すべき課題として認識しております。

(1) 「商品ラインアップの強化とサービス品質の向上」における課題

- ①中小企業のIT化による経営イノベーションを支援するために、既存商品の統廃合や新たな商品の開発など、商品ラインナップの選択と集中を図ること。
- ②お客様満足度のさらなる向上と安定収入の拡大に寄与するサービスのあり方を見極め、競争力のある高品質なサービスを創出すること。

(2) 「開発体制の抜本改革による画期的な新商品の市場投入」における課題

エンタープライズ・アーキテクチャ（※）を用いて、お客様における経営の最適化を実現すべく、商品の差別化（競争力の強化）を図ること。

※エンタープライズ・アーキテクチャとは、経営目標を最も効果的に達成するために、投資とIT設計の意思決定をビジネスとテクノロジーの両面から支援するフレームワーク（手段）です。

- (3) 「新規顧客拡大に向けた販売体制の改革と人材力の強化」における課題
- ①販売戦力強化のためのエリア・マーケティングを行い、営業力を集中投下すべきエリアの絞り込みと優先順位を判断すること。
 - ②コンサルティング力・ソリューション営業力を高めるために、優秀な人材の確保と既存の提案力向上のための人材育成を強化すること。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、事業継続の観点から当社グループの総合リスク管理（ERM）および事業継続計画（BCP）を見直してまいります。

このような課題に積極的に取り組み、目標とする経営計画を実現させることにより、すべてのステークホルダーの方々のご期待にお応えできるよう、今後も企業価値の向上に向けて一層努力してまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第31期 (平成20年3月期)	第32期 (平成21年3月期)	第33期 (平成22年3月期)	第34期 (当連結会計年度) (平成23年3月期)
売 上 高(百万円)	19,088	19,172	18,843	18,750
経 常 利 益(百万円)	828	787	1,135	1,488
当 期 純 利 益(百万円)	336	24	558	705
1株当たり当期純利益(円)	10.45	0.75	17.72	22.97
総 資 産(百万円)	15,404	14,794	15,041	14,993
純 資 産(百万円)	8,124	7,682	7,761	7,899
1株当たり純資産額(円)	252.16	240.80	247.37	258.21

6. 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・テー・シー	97百万円	100%	コンピュータシステム開発 パッケージ・ソフトウェア開発
株式会社エム・エス・アイ	90百万円	100%	コンピュータソフトウェアの開発・保守 ソフトウェア・ハードウェア製品の販売 コンピュータシステムの運用管理 パッケージ・ソフトウェアの企画・製作・ 販売 コンサルティング事業
リード株式会社	140百万円	100%	業種別・業務別パッケージ・ソフトウェア の企画・開発 ERPの導入コンサルティングから開発・運 用指導までのコンサルティング
株式会社ミロク・システム・トレーディング	90百万円	100%	パソコンPOSシステムの保守 開発システムの保守
株式会社ミロクエンジニアリングサービス	50百万円	100%	ネットワーク設計・コーディネーション マルチベンダー環境下でのLAN施工 PC・ネットワーク製品のインストーレシ ョン代行 アメニティオフィスの設計・施工

- (注) 1. 株式会社ミロクエンジニアリングサービスは、平成23年3月に解散し、清算手続中
あります。
2. 株式会社ミロクシステムサポートは、平成23年3月に清算終了いたしました。

7. 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

- (1) 業務用パッケージ・ソフトウェア（経営・財務・税務・販売・給与・人事等）の開発・販売とそのシステム導入・運用に関わるコンサルティングサービス
- (2) コンピュータハードウェア（汎用サーバー・パソコン・周辺機器等）、サプライ用品の販売
- (3) ソフトウェアおよびハードウェア等の保守サービス

8. 主要な事業所（平成23年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	中 部 圏 支 社	愛知県名古屋
東京開発センター	東京都新宿区	金 沢 支 社	石川県金沢市
長岡開発センター	新潟県長岡市	京 都 支 社	京都府京都市
札幌支社	北海道札幌市	大 阪 支 社	大阪府大阪市
道東サービスセンター	北海道北見市	近 畿 圏 支 社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	神 戸 支 社	兵庫県神戸市
盛岡営業所	岩手県盛岡市	姫 路 営 業 所	兵庫県姫路市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	岡 山 支 社	岡山県岡山市
群馬サービスセンター	群馬県前橋市	高 松 支 社	香川県高松市
関東信越圏支社	埼玉県さいたま市	松 山 営 業 所	愛媛県松山市
長野支社	長野県長野市	広 島 支 社	広島県広島市
新潟支社	新潟県新潟市	北 九 州 支 社	福岡県北九州市
千葉支社	千葉県千葉市	福 岡 支 社	福岡県福岡市
東京第一支社	東京都新宿区	九 州 沖 縄 圏 支 社	福岡県福岡市
八王子サービスセンター	東京都八王子市	長 崎 支 社	長崎県長崎市
東京第二支社	東京都新宿区	大 分 支 社	大分県大分市
首都圏支社	東京都新宿区	熊 本 支 社	熊本県熊本市
横浜支社	神奈川県横浜市	鹿 児 島 支 社	鹿児島県鹿児島市
静岡支社	静岡県静岡市	沖 縄 支 社	沖縄県那覇市
名古屋支社	愛知県名古屋		

(2) 子会社

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 エヌ・テール・シー	新潟県長岡市
株 式 会 社 エム・エス・アイ	東京都新宿区
リ　　ド　　株　　式　　会　　社	群馬県前橋市
株式会社ミロク・システム・トレーディング	東京都新宿区
株式会社ミロクエンジニアリングサービス	東京都新宿区

9. 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,059名	14名増

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
874名	10名増	37.7歳	11.1年

(注) 使用人数は、就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者の数は含まれておりません。

10. 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,570百万円
株式会社りそな銀行	461百万円
株式会社三井住友銀行	449百万円

11. その他

(1) 子会社である株式会社ミロク・システム・ 트레이ディング（以下、「MST」という。）に対する訴訟の現況

- ①株式会社オープンループがMSTに対して提起した不法行為等に基づく損害賠償を請求する訴訟（請求金額3億1百万円）については、現在なお裁判所に係属中であります。
- ②西日本電信電話株式会社がMSTに対して提起した売買代金等請求訴訟については、裁判所からの和解勧告を受け、平成23年3月10日に訴訟上の和解が成立し、終了しました。
- ③株式会社インターコムがMSTに対して提起した損害賠償等請求訴訟については、控訴審が係属しておりましたが、裁判所からの和解勧告を受け、平成23年3月23日に訴訟上の和解が成立し、終了しました。

(2) 当社およびMSTに対する訴訟の現況

株式会社PFUが当社およびMSTに対して提起した売買代金または不法行為等に基づく損害賠償を請求する訴訟（請求金額40億40百万円）については、現在なお裁判所に係属中であります。

現在係争中の訴訟については、顧問弁護士と協議のうえ、適切な対応を図る所存ですが、現時点では、訴訟において当社およびMSTが支払いならびに返金の義務を負う事実および根拠はないものと考えております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (平成23年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 135,000,000株
2. 発行済株式の総数 34,725,286株
(うち自己株式数4,133,125株)
3. 株主数 3,925名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エヌ ケー ホール ディング ス	11,657千株	38.11%
是 枝 伸 彦	1,650千株	5.40%
株 式 会 社 エヌ ・ ティ ・ ティ ビー ・ シー コミュニケーションズ	1,030千株	3.37%
文 化 シ ャ ッ タ ー 株 式 会 社	635千株	2.08%
ミ ロ ク 情 報 サ ー ビ ス 社 員 持 株 会	624千株	2.04%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	578千株	1.89%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	371千株	1.21%
安 河 内 秀 美	330千株	1.08%
エ ー ス 交 易 株 式 会 社	223千株	0.73%
塩 川 伸 明	214千株	0.70%

- (注) 1. 当社は自己株式 (4,133,125株) を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は自己株式 (4,133,125株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項（平成23年3月31日現在）

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

ストックオプションとして発行した新株予約権

	平成16年6月29日開催の 定時株主総会決議によるもの [平成16年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)]	平成17年6月29日開催の 定時株主総会決議によるもの [平成17年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)]
発行決議日	平成16年6月29日	平成17年6月29日
発行日	平成16年6月30日	平成17年6月30日
発行個数	1,279個	384個
残高	944個	252個
うち取締役(社外取締役を除く)の保有状況	802個(5人)	178個(5人)
うち社外取締役の保有状況	—	—
うち監査役(社外監査役を除く)の保有状況	54個(1人)	20個(1人)
うち社外監査役の保有状況	32個(2人)	12個(2人)
目的となる株式の種類および数	当社普通株式944,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	当社普通株式126,000株 (新株予約権1個につき500株)
行使に際して出資される金銭の額	1,000円 (新株予約権1個あたり)	500円 (新株予約権1個あたり)
行使期間	平成16年7月1日から 平成46年6月30日まで	平成17年7月1日から 平成47年6月30日まで

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	是 枝 伸 彦	最高経営責任者
代表取締役社長	是 枝 周 樹	最高執行責任者
取 締 役	由 井 俊 光	常務執行役員会計事務所チャンネル・パッケージ事業本部長
取 締 役	大 久 保 利 治	常務執行役員ソリューション事業本部長
取 締 役	滝 本 訓 夫	最高財務責任者 常務執行役員経営管理本部長
取 締 役	松 田 修 一	早稲田大学大学院商学研究科（ビジネス専攻 MOT担当）教授
取 締 役	長 友 英 資	株式会社ENアソシエイツ 代表取締役
常 勤 監 査 役	中 谷 研 二	
常 勤 監 査 役	内 山 脩	
監 査 役	小 澤 誠	東洋法律事務所 弁護士
監 査 役	瀧 邦 久	瀧法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社と重要な兼職先との間に重要な取引関係はありません。
2. 平成22年6月29日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、成毛眞氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 平成22年6月29日開催の第33回定時株主総会において、長友英資氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役松田修一氏および取締役長友英資氏は、社外取締役であります。
5. 監査役小澤誠氏および監査役瀧邦久氏は、社外監査役であります。
6. 監査役小澤誠氏および監査役瀧邦久氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役松田修一氏、取締役長友英資氏、監査役小澤誠氏および監査役瀧邦久氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	212,810千円 (16,790千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	56,146千円 (17,420千円)
合 計 (うち社外取締役および社外監査役)	12名 (5名)	268,956千円 (34,210千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第23回定時株主総会において月額22,500千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第31回定時株主総会において月額6,000千円以内と決議いただいております。
3. 支給人員および支給額には、平成22年6月29日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
4. 支給額には、本定時株主総会に付議いたします役員賞与30,000千円を含めております。
 取締役 27,500千円（うち社外取締役 2,000千円）
 監査役 2,500千円（うち社外監査役 800千円）

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の社外役員の兼任状況

区 分	氏 名	兼 任 状 況 等
取 締 役	松 田 修 一	株式会社コメリ ウエルインベストメント株式会社 日本ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 社外取締役 社外監査役
取 締 役	長 友 英 資	カブドットコム証券株式会社 三菱商事株式会社 オムロン株式会社 株式会社セディナ WillVi株式会社 社外取締役 社外監査役 社外監査役 社外監査役 社外監査役
監 査 役	瀧 邦 久	株式会社証券保管振替機構 日東紡績株式会社 株式会社よみうりランド 株式会社フジタ 有機合成薬品工業株式会社 鹿島建設株式会社 社外取締役 社外取締役 社外監査役 社外監査役 社外監査役 社外監査役

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	松 田 修 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、主に学識経験者としての見地から発言を行っております。
取 締 役	長 友 英 資	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、主に経営者としての見地から発言を行っております。
監 査 役	小 澤 誠	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	瀧 邦 久	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 取締役長友英資につきましては、新たに取締役に選任され就任した平成22年6月29日以降の活動状況を記載しております。

(3) 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 三優監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が法令に違反または公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを取締役会へ請求することといたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人は、当社の企業理念・経営方針・営業五大方針およびMJSグループ倫理行動規範に基づき、誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現を図る。
 - (2) 当社は、経営体制の一層の強化と取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待するとともに、取締役会の意思決定の妥当性、監督機能の強化を高めるため、常に複数名の社外取締役が在籍する体制を維持する。
 - (3) 当社は、MJSグループ内部通報規程に基づいて、MJSグループヘルプラインおよびMJSグループスピークアップ事務局を設置し、社会規範・社内規定・MJSグループ倫理行動規範そして法令等への違反や不正行為を知った場合は、その事実および改善要望・意見などを、通報できる体制を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役は、取締役の職務執行に係る情報を次の文書にて、適切に保存する。また、当社は、文書管理規程により、取締役および監査役が常に以下の文書を閲覧できる体制を維持する。
 - (1) 株主総会議事録と関連資料
 - (2) 取締役会議事録と関連資料
 - (3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - (4) 取締役を決定者とする決定書類および付属書類
 - (5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役および各業務担当取締役・執行役員に業務を執行させる。

(2) 前項の他、法令または社内規定に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を維持する。

①取締役会は、経営の執行方針、法令または取締役会規則で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、代表取締役および各業務担当取締役・執行役員の業務執行状況を監督する。

②代表取締役および各取締役は、迅速かつ適正な経営意思決定と業務執行に注力し、各業務担当執行役員は明確な権限と責任の下に業務を執行する。

③当社は、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議するため、経営会議を定期的を開催する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、災害、品質および情報セキュリティ等に係るすべてのリスクについては、内部統制規程に定めるリスク管理方針に基づいて担当部門が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

(2) 代表取締役会長は、内部統制規程により内部統制会議を開催し、リスク管理方針および各担当部門のリスク管理施策の審議および承認を行う。

(3) 新たに生じたリスクについては、代表取締役社長が速やかに対応責任者となる取締役を定め、リスクアセスメントを行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社および当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な規範、規定等として、MJSグループ倫理行動規範、MJSグループ内部通報規程、内部統制規程、MJSグループ内部監査規程、IT統制関連規定、情報セキュリティ関連文書、関係会社管理規程等を定め、当社グループの統制を図る。

(2) 当社取締役、執行役員、部門長は、前項により各部門における業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。また、関係会社の代表取締役は、関係会社における業務執行の適正を確保する内部統制運用の権限と責任を有する。

(3) 当社は、当社における関係会社の担当部門を経営管理部門と定め、内部統制を含めた経営に関する関係会社の統括的な管理を行う。また、当社は、関係会社の代表取締役を招集する関係会社連絡会議を毎月開催し、関係会社に対して適切な内部統制システムの整備を指導する。

- (4) 当社の内部監査部門は、当社および当社グループの内部監査を、MJSグループ内部監査規程に基づいて実施する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社は、監査役職務を補助すべき部門として、監査役室を設置する。
 - (2) 監査役職務を補助する監査役室の使用人は、取締役の指揮命令には服さないものとし、人事考課については監査役会が行う。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役または使用人は、監査役に対して、当社および当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事項ならびに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告しなければならない。また、内部監査部門、内部統制部門、経営管理部門の責任者は、監査役に対して、定期的に担当部門の業務について報告しなければならない。
8. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役および監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,327,760	流 動 負 債	4,978,990
現金及び預金	3,129,641	買掛金	604,456
受取手形及び売掛金	3,221,842	短期借入金	1,100,000
商 品	192,977	1年内返済予定の長期借入金	458,060
仕 掛 品	49,857	1年内償還予定の社債	244,000
貯 蔵 品	21,103	リ ー ス 債 務	17,979
前 払 費 用	411,039	未 払 金	386,633
繰延税金資産	315,492	未 払 費 用	312,433
そ の 他	31,160	未 払 法 人 税 等	425,734
貸倒引当金	△45,355	前 受 収 益	786,485
固 定 資 産	7,666,003	賞 与 引 当 金	420,833
有 形 固 定 資 産	4,038,207	役 員 賞 与 引 当 金	30,000
建物及び構築物	1,105,554	返 品 調 整 引 当 金	20,685
土 地	2,729,912	そ の 他	171,689
リ ー ス 資 産	33,250	固 定 負 債	2,115,534
そ の 他	169,489	社 債	662,000
無 形 固 定 資 産	1,809,510	長 期 借 入 金	1,289,725
の れ ん	12,580	リ ー ス 債 務	25,397
ソフトウェア	1,107,156	退 職 給 付 引 当 金	20,750
ソフトウェア仮勘定	670,668	資 産 除 去 債 務	16,548
そ の 他	19,104	そ の 他	101,112
投資その他の資産	1,818,285	負 債 合 計	7,094,525
投資有価証券	686,211	純 資 産 の 部	
長期前払費用	96,224	株 主 資 本	8,005,732
繰延税金資産	303,228	資 本 金	3,198,299
そ の 他	758,998	資 本 剰 余 金	3,013,389
貸倒引当金	△26,377	利 益 剰 余 金	2,958,590
資 産 合 計	14,993,763	自 己 株 式	△1,164,547
		その他の包括利益累計額	△106,493
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△77,854
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△28,639
		純 資 産 合 計	7,899,238
		負 債 純 資 産 合 計	14,993,763

連結損益計算書

（平成22年4月1日から）
（平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	18,750,948
売上原価	6,433,279
売上総利益	12,317,668
返品調整引当金戻入額	11,249
返品調整引当金繰入額	20,685
差引売上総利益	12,308,232
販売費及び一般管理費	10,801,549
営業利益	1,506,682
営業外収益	
受取利息	4,742
受取配当金	5,231
保険配当金	10,829
助成金収入	32,629
受取賃貸料	5,347
その他	9,819
営業外費用	
支払利息	76,329
社債発行費	2,817
その他	7,425
経常利益	1,488,711
特別利益	
投資有価証券売却益	52,997
株式割当益	14,844
特別損失	
固定資産除却損	7,911
減損損失	3,349
投資有価証券評価損	4,222
和解金	93,000
災害義援金	42,000
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	20,814
その他	3,900
税金等調整前当期純利益	1,381,355
法人税、住民税及び事業税	677,291
法人税等調整額	△1,525
少数株主損益調整前当期純利益	705,589
当期純利益	705,589

連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	3,198,274
当期変動額	
新株の発行	25
当期変動額合計	<u>25</u>
当期末残高	<u>3,198,299</u>
資本剰余金	
前期末残高	3,013,389
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	<u>3,013,389</u>
利益剰余金	
前期末残高	2,629,543
当期変動額	
剰余金の配当	△376,542
当期純利益	705,589
当期変動額合計	<u>329,046</u>
当期末残高	<u>2,958,590</u>
自己株式	
前期末残高	△982,803
当期変動額	
自己株式の取得	△181,744
当期変動額合計	<u>△181,744</u>
当期末残高	<u>△1,164,547</u>
株主資本合計	
前期末残高	7,858,404
当期変動額	
新株の発行	25
剰余金の配当	△376,542
当期純利益	705,589
自己株式の取得	△181,744
当期変動額合計	<u>147,327</u>
当期末残高	<u>8,005,732</u>

(単位：千円)

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△64,997
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,857
当期変動額合計	△12,857
当期末残高	△77,854
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△31,436
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,797
当期変動額合計	2,797
当期末残高	△28,639
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	△96,433
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,060
当期変動額合計	△10,060
当期末残高	△106,493
純資産合計	
前期末残高	7,761,970
当期変動額	
新株の発行	25
剰余金の配当	△376,542
当期純利益	705,589
自己株式の取得	△181,744
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,060
当期変動額合計	137,267
当期末残高	7,899,238

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称：(株)エヌ・デー・シー、(株)エム・エス・アイ、リード(株)、(株)ミロク・システム・トレーディング、(株)ミロクエンジニアリングサービス
なお、(株)ミロクエンジニアリングサービスは、平成23年3月に解散し、清算手続中であります。また、(株)ミロクシステムサポートは、平成23年3月に清算終了したため、連結の範囲から除いております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

商品 …… 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 …… 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …… 定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

- ②無形固定資産 …………… 定額法によっております。
 (リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上してなりません。見込有効期間は2年であります。自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。
- ③リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④長期前払費用 …………… 定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④返品調整引当金 …………… 量販店向けパッケージ・ソフトウェア製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率により返品損失見込額を計上しております。
- ⑤退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、一部の子会社は当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発
 進行基準 (開発の進捗率の見積りは原価比例法)
- ②その他の開発
 完成基準

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

イ.ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。

ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象 ……借入金金利

ハ.ヘッジ方針

現在、借入金に係る変動金利を固定金利に変換する目的のもののみを利用しており、個別借入金に対応して、都度、決裁、承認を経て管理しております。

ニ.ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

②のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ2,153千円、税金等調整前当期純利益は22,968千円減少しております。

(2) 連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書の表示方法の変更

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は、「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

(3) 連結損益計算書の表示方法の変更

①当連結会計年度より「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

②前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「和解金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「和解金」の金額は、4,800千円であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物及び構築物	235,749千円
土地	46,566千円
合計	282,315千円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	26,360千円
長期借入金	3,125千円
合計	29,485千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,367,405千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,725,286株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	376,542	12	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	367,105	利益剰余金	12	平成23年3月31日	平成23年6月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,070,000株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は銀行より借入時、金利変動のリスクヘッジを図るためののみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社における与信管理等を定めた社内規定に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券は、満期保有目的の債券及びその他有価証券であります。満期保有目的の債券は元本保証の安全性の高い債券であり、その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的の時価を把握し、リスク軽減に努めております。

短期借入金、長期借入金及び社債は、運転資金の充足を図るための調達であります。長期借入金は一部を除き変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避するために金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引は金利スワップ取引のみとし、信用度の高い国内銀行とのみ行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	3,129,641	3,129,641	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,221,842	3,221,842	—
(3) 投 資 有 価 証 券			
① 満 期 保 有 目 的 の 債 券	200,000	195,240	△4,760
② そ の 他 有 価 証 券	294,608	294,608	—
資 産 計	6,846,092	6,841,332	△4,760
(1) 買 掛 金	604,456	604,456	—
(2) 短 期 借 入 金	1,100,000	1,100,000	—
(3) 未 払 金	386,633	386,633	—
(4) 未 払 法 人 税 等	425,734	425,734	—
(5) 社 債	906,000	914,833	8,833
(6) 長 期 借 入 金	1,747,785	1,750,249	2,464
負 債 計	5,170,609	5,181,906	11,297
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 (*)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(48,132)	(48,132)	—
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 計	(48,132)	(48,132)	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価につきましては、取引所価格によっており、債券につきましては、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

*リース債務については、リース資産総額に重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	短期借入金 長期借入金	2,318,300	2,179,800	(48,132)	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
	合 計		2,318,300	2,179,800	(48,132)	

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額191,602千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の(3)投資有価証券には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	258円21銭
2. 1株当たり当期純利益	22円97銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,506,194	流 動 負 債	4,816,547
現金及び預金	2,518,947	買掛金	580,121
受取手形	65,487	短期借入金	1,100,000
売掛金	2,989,288	1年内返済予定の長期借入金	431,700
商物品	187,708	1年内償還予定の社債	244,000
仕掛品	38,212	リース債務	13,320
貯蔵品	20,666	未払金	403,023
前渡金	916	未払費用	283,858
前払費用	409,957	未払法人税等	406,100
繰延税金資産	288,276	未払消費税等	76,344
その他	25,700	前受金	19,270
貸倒引当金	△38,967	預り金	46,315
固 定 資 産	8,082,350	前受収益	755,053
有 形 固 定 資 産	3,691,924	賞与引当金	402,727
建物	825,771	役員賞与引当金	30,000
構築物	24,224	返品調整引当金	20,685
工具、器具及び備品	158,154	その他	4,027
土地	2,650,070	固 定 負 債	2,019,848
リース資産	33,703	社債	662,000
無 形 固 定 資 産	1,934,694	長期借入金	1,286,600
ソフトウェア	1,208,858	リース債務	21,442
ソフトウェア仮勘定	708,430	その他	49,805
その他	17,406	負 債 合 計	6,836,396
投資その他の資産	2,455,731	純 資 産 の 部	
投資有価証券	662,375	株 主 資 本	7,854,844
関係会社株式	676,187	資本金	3,198,299
出資金	1,520	資本剰余金	3,013,389
関係会社長期貸付金	135,664	資本準備金	3,013,389
破産更生債権等	6,197	利 益 剰 余 金	2,807,703
長期前払費用	96,030	利益準備金	206,924
繰延税金資産	278,695	その他利益剰余金	2,600,778
敷金及び保証金	442,556	別途積立金	1,935,000
保険積立金	237,599	繰越利益剰余金	665,778
会員の権	39,542	自 己 株 式	△1,164,547
その他	61,230	評価・換算差額等	△102,695
貸倒引当金	△181,866	その他有価証券評価差額金	△74,056
資 産 合 計	14,588,544	繰延ヘッジ損益	△28,639
		純 資 産 合 計	7,752,148
		負 債 純 資 産 合 計	14,588,544

損益計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上		17,450,697
売 上 原 高 価		5,406,666
返 品 調 整 引 当 金 戻 入		12,044,030
差 引 調 整 引 当 金 繰 上 入		11,249
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,685
営 業 外 収 益		12,034,594
受 取 利 息	3,044	
受 取 価 証 利	3,095	
受 取 配 当 金	4,764	
受 取 配 当 貸 料	10,829	
受 取 の 他	5,494	
営 業 外 費 用	8,374	35,602
支 社 債 利	62,452	
支 社 債 利	12,901	
支 社 債 利	2,817	
支 社 債 利	21,800	
支 社 債 利	7,377	107,348
特 別 常 利 益		1,393,902
特 別 常 利 益		52,997
特 別 常 利 益		45,602
特 別 常 利 益		14,844
特 別 常 利 益		113,443
特 別 常 利 益		7,906
特 別 常 利 益		539
特 別 常 利 益		4,222
特 別 常 利 益		23,038
特 別 常 利 益		36,732
特 別 常 利 益		96,900
特 別 常 利 益		42,000
特 別 常 利 益		15,285
特 別 常 利 益		226,624
特 別 常 利 益		1,280,721
特 別 常 利 益		640,041
特 別 常 利 益		2,308
特 別 常 利 益		642,350
特 別 常 利 益		638,370

株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から）
（平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	3,198,274
当期変動額	
新株の発行	25
当期変動額合計	<u>25</u>
当期末残高	<u>3,198,299</u>
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	3,013,389
当期変動額	
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>3,013,389</u>
資本剰余金合計	
前期末残高	3,013,389
当期変動額	
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>3,013,389</u>
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	206,924
当期変動額	
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>206,924</u>
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	2,185,000
当期変動額	
別途積立金の取崩	<u>△250,000</u>
当期変動額合計	<u>△250,000</u>
当期末残高	<u>1,935,000</u>
繰越利益剰余金	
前期末残高	153,950
当期変動額	
別途積立金の取崩	250,000
剰余金の配当	<u>△376,542</u>
当期純利益	<u>638,370</u>
当期変動額合計	<u>511,828</u>
当期末残高	<u>665,778</u>
利益剰余金合計	
前期末残高	2,545,874
当期変動額	
剰余金の配当	<u>△376,542</u>
当期純利益	<u>638,370</u>
当期変動額合計	<u>261,828</u>
当期末残高	<u>2,807,703</u>

(単位：千円)

自己株式	
前期末残高	△982,803
当期変動額	
自己株式の取得	△181,744
当期変動額合計	<u>△181,744</u>
当期末残高	<u>△1,164,547</u>
株主資本合計	
前期末残高	7,774,735
当期変動額	
新株の発行	25
剰余金の配当	△376,542
当期純利益	638,370
自己株式の取得	△181,744
当期変動額合計	<u>80,109</u>
当期末残高	<u>7,854,844</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△62,921
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,134
当期変動額合計	<u>△11,134</u>
当期末残高	<u>△74,056</u>
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△31,436
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,797
当期変動額合計	<u>2,797</u>
当期末残高	<u>△28,639</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△94,358
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,337
当期変動額合計	<u>△8,337</u>
当期末残高	<u>△102,695</u>
純資産合計	
前期末残高	7,680,377
当期変動額	
新株の発行	25
剰余金の配当	△376,542
当期純利益	638,370
自己株式の取得	△181,744
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,337
当期変動額合計	<u>71,771</u>
当期末残高	<u>7,752,148</u>

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

②子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は2年であります。自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用 …………… 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 返品調整引当金 …………… 量販店向けパッケージ・ソフトウェア製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率により返品損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

- ①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準（開発の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の開発完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

- ①株式交付費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。
- ②社債発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 …………… デリバティブ取引（金利スワップ取引）
 - ヘッジ対象 …………… 借入金金利

③ヘッジ方針

現在、借入金に係る変動金利を固定金利に変換する目的のもののみを利用しており、個別借入金に対応して、都度、決裁、承認を経て管理しております。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

6. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1,426千円、税金等調整前当期純利益は16,712千円減少しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,113,497千円
2. 保証債務	
関係会社㈱ミロクエンジニアリングサービスの 取引先からの仕入債務に対する保証	1,614千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	9,103千円
長期金銭債権	85,230千円
短期金銭債務	102,028千円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額（区分表示したものを除く）	
営業取引による取引高の総額	1,135,706千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	105,051千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,133,125株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

賞与引当金	163,104千円
未払法定福利費	25,466千円
未払事業税	34,351千円
貸倒引当金	15,149千円
返品調整引当金	8,377千円
その他	41,826千円
計	288,276千円

②固定資産

会員権評価減	26,689千円
固定資産減価償却限度超過額	189,609千円
貸倒引当金	70,705千円
投資有価証券	40,105千円
関係会社株式	120,896千円
繰延ヘッジ損益	19,213千円
その他有価証券評価差額金	50,408千円
その他	11,450千円
評価性引当金	△250,383千円
計	278,695千円
繰延税金資産合計	566,971千円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社・システム・ソリューションズ	(所有) 直接 100	役員の兼任1名	資金の貸付 (注) 1	75,664	関係会社長期 貸付(注) 2	95,664
				資金の立替	51,780	その他の投資 その他の資産	61,230
				利息の受取	1,254	その他の流動資産	306

取引条件及び取引条件決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案してその都度交渉のうえ決定しております。

2. 子会社への関係会社長期貸付金等に対し合計157,201千円の貸倒引当金を計上しております。また、当期において127,751千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	253円40銭
2. 1株当たりの当期純利益	20円78銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社ミロク情報サービス

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミロク情報サービスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミロク情報サービス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社ミロク情報サービス

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミロク情報サービスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

株式会社ミロク情報サービス 監査役会

常勤監査役 中 谷 研 二 ㊟

常勤監査役 内 山 脩 ㊟

監 査 役 小 澤 誠 ㊟

監 査 役 濱 邦 久 ㊟

(注) 監査役小澤誠及び監査役濱邦久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様の日頃のご支援にお応えし、継続的かつ安定的な配当を実施するため、財務状況および当期の業績ならびに今後の経営環境等を総合的に勘案して、次のとおり期末配当およびその他剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は367,105,932円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 250,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	これ えだ のぶ ひこ 是 枝 伸 彦 (昭和12年9月11日生)	昭和52年11月 当社設立 取締役 昭和55年11月 当社代表取締役社長 昭和63年12月 有限会社エヌ・ケー興産 (現・株式会社エヌケーホールディングス) 取締役 (現任) 平成4年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当社代表取締役会長兼社長 最高経営責任者 平成17年4月 当社代表取締役会長 最高経営責任者 (現任)	1,650,997株
2	これ えだ ひろ き 是 枝 周 樹 (昭和39年2月24日生)	平成3年3月 株式会社エヌ・ケー企画 (現・株式会社エヌケーホールディングス) 取締役 (現任) 平成6年6月 当社取締役 平成9年4月 株式会社ボイスメール (現・株式会社ニューフォリアクリエイツ) 代表取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年5月 当社専務取締役 平成14年12月 株式会社エヌ・テー・シー 代表取締役 平成15年4月 当社取締役副社長 平成16年6月 当社代表取締役副社長 最高執行責任者 平成17年4月 当社代表取締役社長 最高執行責任者 (現任)	189,826株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ゆいとしみつ 由井俊光 (昭和34年6月14日生)	平成元年4月 当社営業統括本部関西事業部京都支社長 平成10年6月 当社取締役営業本部東京中央支社長 平成11年10月 当社取締役営業本部長 平成12年4月 当社常務取締役営業本部長 平成16年4月 当社取締役常務執行役員営業本部副本部長 平成17年4月 当社常務執行役員業務管理本部長 平成18年4月 当社常務執行役員営業本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員会計事務所チャンネル・パッケージ事業本部長(現任)	12,030株
4	おおくぼとしはる 大久保利治 (昭和30年12月18日生)	平成4年4月 当社開発本部CS部長 平成8年10月 当社開発本部開発統括部長 平成11年6月 当社取締役企画・開発本部副本部長(開発担当) 平成14年4月 当社執行役員営業本部企業経営システム事業部長 平成16年4月 当社執行役員営業本部会計事務所チャンネル事業部長 平成18年4月 当社常務執行役員マーケティング本部長 平成19年4月 当社常務執行役員開発・サポート本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員開発・サポート本部長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員ソリューション事業本部長(現任)	11,522株
5	たきもとのりお 滝本訓夫 (昭和39年4月3日生)	平成16年4月 当社執行役員経営管理本部副本部長 平成17年4月 当社常務執行役員経営管理本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 最高財務責任者(現任)	11,522株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	まつ だ しゅういち 松田 修一 (昭和18年10月1日生)	平成3年4月 早稲田大学システム科学研究所 (現・WBS研究センター) 教授 平成10年4月 早稲田大学ビジネススクール経営大 学院 (国際経営学専攻) 教授 平成17年6月 当社取締役 (現任) 平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科 (ビジ ネス専攻 MOT担当) 教授 (現任) (重要な兼職の状況) 早稲田大学大学院商学研究科 (ビジネス専攻 MOT担当) 教授	5,000株
7	なが とも えい すけ 長友 英資 (昭和23年7月7日生)	昭和46年4月 東京証券取引所入所 平成13年11月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年12月 同社常務取締役 (最高自主規制責任者) 平成19年10月 株式会社ENアソシエイツ代表取締役 (現任) 平成20年4月 早稲田大学大学院商学研究科客員教 授 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ENアソシエイツ代表取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田修一、長友英資の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とする理由等について
- (1) 松田修一氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた学識経験者としての幅広い見識、公認会計士としての知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年間であります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (2) 長友英資氏につきましては、同氏がこれまで培ってきたコーポレート・ガバナンスならびに内部統制システム等に関する豊富な経験と証券市場管理業務等における知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、松田修一、長友英資の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
5. 松田修一、長友英資の両氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役2名（内山脩氏、小澤誠氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ごみひろふみ 五味廣文 (昭和24年5月13日生)	昭和47年4月 大蔵省入省 平成8年7月 大蔵省銀行局調査課長 平成10年6月 金融監督庁検査部長 平成12年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 平成13年7月 金融庁検査局長 平成14年7月 金融庁監督局長 平成16年7月 金融庁長官 平成19年7月 金融庁離職 平成19年10月 西村あさひ法律事務所顧問 平成20年4月 リッキービジネスソリューション株式会社 顧問（現任） 平成21年10月 株式会社ブライズウォーターハウスクー パース総合研究所理事長（現任） 青山学院大学特別招聘教授（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ブライズウォーターハウスクーパース総合研究所理事長	0株

(注) 1. 五味廣文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 五味廣文氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とする理由等について

五味廣文氏につきましては、元金融庁長官としての幅広い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、五味廣文氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

5. 五味廣文氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会終結の時から次期定時株主総会開催の時までの間に、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者酒巻俊雄氏は社外監査役瀧邦久氏および第3号議案が原案どおり可決されることを条件に社外監査役五味廣文氏の、候補者内山脩氏は常勤監査役中谷研二氏の補欠として選任するものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さか まき とし お 酒 巻 俊 雄 (昭和6年6月22日生)	昭和45年4月 早稲田大学法学部教授 昭和49年6月 法制審議会商法部会幹事・委員 昭和62年1月 司法試験審査委員 平成2年9月 早稲田大学大学院法学研究科委員長 平成10年10月 早稲田大学比較法研究所所長 平成12年4月 早稲田大学名誉教授 名古屋経済大学副学長・教授 平成12年6月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成15年7月 当社税経システム研究所商事法研究会会長 平成16年4月 名古屋経済大学客員教授 平成19年4月 名古屋経済大学大学院教授・副学長・理事(現任) (重要な兼職の状況) 名古屋経済大学大学院教授・副学長・理事	0株
2	うち やま おさむ 内 山 脩 (昭和22年8月25日生)	平成10年4月 当社管理本部総務グループ部長 平成16年4月 当社新商品企画開発本部企画調査部 給与・人事システムグループ部長兼 経営管理本部人事制度改革室長 平成16年10月 当社経営管理本部人事制度改革室長 兼経営品質管理室ISO推進事務局長 平成17年4月 当社経営管理本部経営品質管理室長 平成18年4月 当社内部統制室長 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	32,836株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 酒巻俊雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者とする理由等について

酒巻俊雄氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた学識経験者としての幅広い見識、弁護士としての知識等を、監査役に就任された場合に、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

4. 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、酒巻俊雄氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約(責任限定契約)を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名（うち社外取締役2名）および監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額30,000千円（取締役分27,500千円（うち社外取締役分2,000千円）、監査役分2,500千円（うち社外監査役分800千円））を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する具体的な金額、支給の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容に関する件

会社法第361条第1項第1号および第3号の規定に基づき、当社取締役に対して当社グループが策定した中期経営計画（平成23年度から平成28年度）の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的として、新株予約権を発行し、ストックオプション報酬として年額5,000千円（うち社外取締役分1,000千円）以内の報酬額の範囲で以下1.に記載のとおり新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

当該報酬額につきましては、一般的に用いられる公正価額の算定方法に基づき算定し、その報酬額は平成12年6月29日開催の第23回定時株主総会においてご承認いただいた「月額22,500千円以内」とは別枠となります。なお、付与の対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり可決された場合、7名（うち社外取締役2名）となります。

1. 新株予約権の発行要領

(1) 発行する新株予約権の総数

200個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を上限とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、500株とする。

なお、本新株予約権の発行の日（以下、「発行日」という。）以降、当社が普通株式の分割（無償割当を含む。以下同じ。）または併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数を分割または併合の比率に応じ比例的に調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）

は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、当該金額が発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、発行日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の計算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成26年6月1日から平成29年8月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、権利行使時において当社または子会社の取締役、従業員たる地位にあることを要する。ただし、平成25年3月31日までその地位を有した新株予約権者が平成25年4月1日以降、任期満了による退任または契約期間満了に伴う退任によりその地位を喪失した場合は、権利行使期間内に限り、権利を行使することができるものとする。

- ②新株予約権の相続は、平成25年3月31日まで当社または子会社の取締役、従業員たる地位を有していた新株予約権者が、平成25年4月1日以降に死亡し、かつ「新株予約権割当契約」締結時に相続人1名を指定している場合に限り認めるものとする。なお、相続人の権利行使期間は、新株予約権者と同様とする。また、当該相続人からの相続は認めない。
- ③その他権利行使の条件は、本定時株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ただし、募集新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金および資本準備金への組入れ額はない。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件
- ①当社は、新株予約権者が上記(6)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (9) 新株予約権の譲渡制限
- 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 行使時に交付すべき株式数の1株未満の端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、発行日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

2. 新株予約権のその他の内容

本新株予約権のその他の内容については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社グループが策定した中期経営計画（平成23年度から平成28年度）の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的として、以下3.に記載の内容により当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に新株予約権を発行することのご承認をお願いするものであります。

2. 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員のうち、当社の取締役会決議によって定める者

3. 新株予約権の発行要領

(1) 発行する新株予約権の総数

6,300個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式3,150,000株を上限とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、500株とする。

なお、本新株予約権の発行の日（以下、「発行日」という。）以降、当社が普通株式の分割（無償割当を含む。以下同じ。）または併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数を分割または併合の比率に応じ比例的に調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）

は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、当該金額が発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、発行日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の計算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成26年6月1日から平成29年8月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、権利行使時において当社または子会社の取締役、従業員たる地位にあることを要する。ただし、平成25年3月31日までその地位を有した新株予約権者が平成25年4月1日以降、任期満了による退任、定年退職または契約期間満了に伴う退任によりその地位を喪失した場合は、権利行使期間内に限り、権利を行使することができるものとする。

- ②新株予約権の相続は、平成25年3月31日まで当社または子会社の取締役、従業員たる地位を有していた新株予約権者が、平成25年4月1日以降に死亡し、かつ「新株予約権割当契約」締結時に相続人1名を指定している場合に限り認めるものとする。なお、相続人の権利行使期間は、新株予約権者と同様とする。また、当該相続人からの相続は認めない。
- ③その他権利行使の条件は、本定時株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ただし、募集新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金および資本準備金への組入れ額はない。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件
- ①当社は、新株予約権者が上記(6)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (9) 新株予約権の譲渡制限
- 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 行使時に交付すべき株式数の1株未満の端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4. 新株予約権のその他の内容

本新株予約権のその他の内容については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館2階
ベルサール西新宿 ROOM 1
TEL 03-3320-2611 (代表)



交通のご案内

「新宿」駅「西口」徒歩15分（JR線他）

「都庁前」駅「A5出口」徒歩3分（都営大江戸線）

「西新宿五丁目」駅「A1出口」徒歩6分（都営大江戸線）

（バス利用の場合）

新宿駅西口交番脇階段出口⑩

⑩⑪番乗場「十二社池の下」下車

熊野神社方向徒歩2分